

訓点語学会会則

平成2年5月25日	制定
平成8年4月1日	改定
平成9年4月1日	改定
平成10年10月16日	改定
平成12年5月26日	改定
平成14年11月8日	改定
平成16年11月12日	改定
平成18年5月12日	改定
平成23年4月1日	改定
平成25年5月26日	改定
平成26年5月25日	改定

(名称)

第1条 本会は、訓点語学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、国語学、特に訓点語、訓点資料および国語の歴史的研究を推進発展させることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に記した目的を達成するために、総会、研究発表会並びに講演会の開催、機関誌『訓点語と訓点資料』の編集および発行、その他必要と認められた事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に記した研究に従事し、または右の研究に関心を有して、所定の会費を納入した者をもって構成する。

第5条 会員は、当該年度の会費を納入した上で、機関誌の配布を受け、機関誌への投稿、研究発表の申込をすることができ、かつ会員総会に出席できる。

(組織)

第6条 本会の事務局は、当分の間、京都市左京区吉田本町京都大学文学部国語学国文学研究室内に置く。

第7条 本会には役員として、会長1名、副会長1名、委員若干名、会計監査2名、運営委員若干名を置く。

第8条 会長、副会長および委員によって、委員会を構成する。

第9条 会長および副会長は委員会によって選出される。

第10条 委員、運営委員、および運営委員長は会長が依嘱し、委員会の承認を得るものとする。

2 会計監査は委員会の議を経て選出される。

第11条 会長、副会長および委員・運営委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員の在任年限は満70歳になる年度の3月末日までとする。

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第13条 副会長は、会長を補佐して、会務を執行し、会長に支障あるときは会務を代行する。

第14条 委員会は、予算決算の決定、会計の監督、機関誌の編輯、研究発表会・講演会等の開催、その他の会務を決定する。

第15条 運営委員長は運営委員会を組織して、会務の立案、機関誌の編輯をし、委員会で決定された会務を執行する。

第16条 運営委員長は編輯主任を選出して、機関誌の編集刊行に関する業務を委嘱する。

第17条 会計監査は、会計を監査し、年1回、委員会および会員総会に報告する。

第18条 運営委員長は書記を委嘱して、編輯・庶務・会計等の実務を担当させることができる。

第19条 会長、副会長、委員、会計監査については無給とする。

第20条 本会について多大の功績のあった者に対し、委員会の審議を経て名誉会員の称号を贈ることができる。

(会計)

第21条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第22条 本会の経理は、会費、寄付金等の収入、その他によって運営される。

第23条 会費は、会員1名につき、年間6千円、在外会員については、年間3千円とする。

第24条 会費の変更は、総会に報告の上、これを行う。

(総会)

第25条 総会は年1回、主として春季にこれを開催し、その際会長は、会員数・役員選出結果・会務・会計および会則の改正等について報告を行う。

(投稿規程)

第 26 条 機関誌掲載論文の投稿についての規則は別に定める。

(会則の改定)

第 27 条 会則の改正は、委員会が行う。

附則 本会則は、平成 2 年 5 月 25 日から施行する。

附則 本会則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本会則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本会則は、平成 10 年 10 月 16 日から施行する。

附則 本会則は、平成 12 年 5 月 26 日から施行する。

附則 本会則は、平成 14 年 11 月 8 日から施行する。

附則 本会則は、平成 16 年 11 月 12 日から施行する。

附則 本会則は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

附則 本会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本会則は、平成 25 年 5 月 26 日から施行する。

附則 本会則は、平成 26 年 5 月 25 日から施行する。